

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成20年3月31日現在		【参考】 平成19年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		14 (14)	32 (32)	31 (31)
製鋼用電気炉		68 (68)	110 (110)	112 (112)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		10 (8)	20 (15)	18 (15)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		244 (244)	843 (843)	816 (816)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	-	1,124 (1,121)	1,107 (1,104)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,490 (1,489)	1,500 (1,499)
	2 t/h未満注3)	-	8,528 (8,510)	8,779 (8,760)
	小計	8,471 (8,463)	11,142 (11,120)	11,386 (11,363)
合計		8,807 (8,797)	12,147 (12,120)	12,363 (12,337)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 2 ( 1 ) 水質基準対象施設の届出等施設数 ( 全国 ) 注1)注2)

水質基準対象施設	平成20年3月31日現在		【参 考】 平成19年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	34 (34)	91 (91)	92 (92)
カーバド法アセロンの製造の用に供するアセロン洗浄施設	41 (41)	57 (57)	56 (56)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	21 (21)	21 (21)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	3 (3)	6 (6)	6 (6)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロアキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	2 (2)	5 (5)	5 (5)
アクリロニトリル又はジメチルアクリロニトリルの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	4 (4)	4 (4)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	3 (3)	3 (3)
シリコンパレットの製造の用に供するクロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、クロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンパレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	36 (36)	82 (82)	78 (78)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5 (5)	16 (16)	16 (16)

表 - 2 ( 2 ) 水質基準対象施設の届出等施設数 ( 全国 ) 注 1 ) 注 2 )

水質基準対象施設		平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 1 9 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		6 (6)	254 (254)	253 (253)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,058 (1,053)	2,215 (2,201)	2,235 (2,221)
	灰の貯留施設	403 (403)	849 (849)	852 (852)
	小計	1,461 (1,456)	3,064 (3,050)	3,087 (3,073)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		18 (18)	130 (130)	127 (127)
加工類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		35 (35)	54 (54)	55 (55)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)		221 (221)	252 (252)	252 (252)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		30 (28)	55 (53)	55 (53)
合計		1,907 (1,900)	4,139 (4,123)	4,155 (4,139)

注 1 ) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 ( 以下「法に基づく届出等」という。 ) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を ( ) に再掲した。

注 2 ) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）注1）

	平成19年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2)	既設 注3)	14条 規模変更 注4)		廃止等 注5)	平成20年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
				平成19年 3月31日 現在の 設置基数	平成20年 3月31日 現在の 設置基数				特定 事業場数 注6)			
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31	1	0	-		0	32	14	0	0	0	
製鋼用電気炉	112	1	0	-		3	110	68	0	0	0	
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	-	0	7	8	2	3	2	
	焼結炉	2	0	0	-	0	2		0	0		
	溶鉱炉	2	0	0	-	0	2		0	0		
	溶解炉	3	0	0	-	0	3		0	1		
	乾燥炉	1	0	0	-	0	1		1	1		
	小計	15	0	0	-	0	15		3	5		
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	20	2	0	-	0	22	244	0	0	0	
	溶解炉	737	38	0	-	16	759		0	0		
	乾燥炉	59	4	0	-	1	62		0	0		
	小計	816	44	0	-	17	843		0	0		
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,104	32	1	-1	+2	17	1,121	8,463	3	3	15(7)
	2t/h以上～4t/h未満	1,499	9	0	-2	+1	18	1,489		1(1)	1(1)	
	2t/h未満	8,760	157	7	-5	+5	414	8,510		19(9)	18(9)	
	200kg/h以上～2t/h未満	3,019	33	0	-3	+2	96	2,955		12(6)	12(6)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	3,888	94	2	-1	+2	183	3,802		6(2)	5(2)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,294	17	2	-1	+0	85	1,227		1(1)	1(1)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	559	13	3	0	+1	50	526		0	0	
	小計	11,363	198	8	-8	+8	449	11,120		23(10)	22(10)	
合計	12,337	244	8	-8	+8	469	12,120	8,797	26(10)	27(10)	17(7)	

注1）法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3）平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5）構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）<sup>注1）</sup>

大気基準適用施設		平成20年3月31日現在の設置基数 <sup>注2）</sup>			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 <sup>注3）</sup> a	別表第一	
				法施行前 設置 <sup>注4）</sup> b	法施行後 設置 <sup>注5）</sup> c
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		32 (32)	30 (30)	-	2 (2)
製鋼用電気炉		110 (110)	102 (102)	4 (4)	4 (4)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		20 (15)	16 (13)	-	4 (2)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		843 (843)	621 (621)	-	222 (222)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,124 (1,121)	685 (684)	164 (162)	275 (275)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,490 (1,489)	1,127 (1,126)	112 (112)	251 (251)
	2 t/h未満 <sup>注6）</sup>	8,528 (8,510)	5,415 (5,404)	444 (443)	2,669 (2,663)
	小計	11,142 (11,120)	7,227 (7,214)	720 (717)	3,195 (3,189)
合計		12,147 (12,120)	7,996 (7,980)	724 (721)	3,427 (3,419)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）注1）

	平成19年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成20年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
								平成19年 3月31日 現在の 設置基数	平成20年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)	
硫酸塩Na <sup>+</sup> （クアト <sup>+</sup> Na <sup>+</sup> ）又は亜硫酸Na <sup>+</sup> （ソファイト <sup>+</sup> Na <sup>+</sup> ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	92	0	0	0	1	91	34	0	0	0	
カーボド法 <sup>+</sup> の製造の用に供する <sup>+</sup> 洗浄施設	56	1	0	0	0	57	41	0	0	0	
硫酸カウムの製造の用に供する <sup>+</sup> 洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ繊維の製造の用に供する <sup>+</sup> 洗浄施設	21	0	0	0	0	21	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する <sup>+</sup> を処理する施設のうち <sup>+</sup> 洗浄施設	6	0	0	0	0	6	3	0	0	0	
塩化 <sup>+</sup> の製造の用に供する二塩化 <sup>+</sup> 洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0	
カ <sup>+</sup> の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 <sup>+</sup> 分離施設、 <sup>+</sup> 洗浄施設	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0	
加 <sup>+</sup> 又は <sup>+</sup> の製造の用に供する水洗施設、 <sup>+</sup> 洗浄施設	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	
4- <sup>+</sup> の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び <sup>+</sup> 洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3- <sup>+</sup> 、 <sup>+</sup> の製造の用に供するろ過施設及び <sup>+</sup> 洗浄施設	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
<sup>+</sup> の製造の用に供する <sup>+</sup> 分離施設、還元誘導体分離施設、 <sup>+</sup> 洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、 <sup>+</sup> 洗浄施設及び <sup>+</sup> 乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	
アルミ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る <sup>+</sup> 洗浄施設、湿式集じん施設	78	5	0	0	1	82	36	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 <sup>+</sup> 洗浄施設及び湿式集じん施設	16	0	0	0	0	16	5	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び <sup>+</sup> 洗浄施設	253	7	0	0	6	254	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る <sup>+</sup> 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,221	38	3	0	61	2,201	1,053	14(6)	14(6)	9(4)
	灰の貯留施設	852	7	0	0	10	849	403	0	0	0
	小計	3,073	45	3	0	71	3,050	1,456	14(6)	14(6)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	127	5	0	0	2	130	18	0	0	0	
<sup>+</sup> の破壊の用に供する施設のうち <sup>+</sup> 反応施設、 <sup>+</sup> 洗浄施設及び湿式集じん施設	55	0	0	0	1	54	35	0	0	0	
下水道終末処理施設	252	2	0	-	2	252	221	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	53	4	0	0	4	53	28	2	2	2	
合計	4,139	69	3	0	88	4,123	1,900	16(6)	16(6)	11(4)	

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。  
 注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。  
 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )に再掲した。

表 - 6 ( 1 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設									
													焙焼炉									
	事業場 数 <small>(注1)</small>	18年 度未施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b)</small> <small>(注2)</small>	既設 <small>(c)</small> <small>(注3)</small>	規模 未満 変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	19年 度未施 設数 <small>(a+b+c- e-f)</small>	事業場 数 <small>(注1)</small>	18年 度未施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b)</small> <small>(注2)</small>	既設 <small>(c)</small> <small>(注3)</small>	規模 未満 変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	19年 度未施 設数 <small>(a+b+c- e-f)</small>	事業場 数 <small>(注1)</small>	18年 度未施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b)</small> <small>(注2)</small>	既設 <small>(c)</small> <small>(注3)</small>	規模 未満 変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	19年 度未施 設数 <small>(a+b+c- e-f)</small>	
北海道	1	1					1	3	3					3								
青森県								1	1					1	1							
岩手県																						
宮城県								1	2					2								
秋田県																						
山形県																						
福島県															1	2						2
茨城県	1	2					2	3	5					5	1	1						1
栃木県								2	2					2								
群馬県								1	1					1								
埼玉県								5	5					5								
千葉県	1	3					3															
東京都								2	3					3								
神奈川県								1	1					1								
新潟県								3	4					4								
富山県								1	1					1								
石川県																						
福井県																						
山梨県																						
長野県																						
岐阜県																						
静岡県																						
愛知県	1	3					3	4	11	1				12	1	1						1
三重県																						
滋賀県																						
京都府								3	4					4								
大阪府								1	1	1				1								
兵庫県	1	1					1	1	1					1								
奈良県																						
和歌山県																						
鳥取県																						
島根県								2	6				2	4								
岡山県																						
広島県	1	2					2															
山口県								4	11					11								
徳島県																						
香川県																						
愛媛県																						
高知県																						
福岡県															1							
佐賀県								1	1					1								
長崎県																						
熊本県								1	1					1								
大分県																						
宮崎県																						
鹿児島県																						
沖縄県								1	1					1								
札幌市								1	1					1								
仙台市								2	3					3								
さいたま市																						
千葉市	1	2					2															
横浜市																						
川崎市	1	1					1	1	4					4								
新潟市																						
静岡市																						
浜松市																						
名古屋市								1	2				1	1								
京都市								6	10					10								
大阪市								2	5					5								
堺市																						
神戸市																						
広島市																						
北九州市	2	3					3	2	3					3								
福岡市																						
函館市																						
旭川市																						
青森市																						
秋田市																						
郡山市																						
いわき市															1	1						1
宇都宮市								1	1					1								
川越市																						
船橋市								1	1					1								
横須賀市																						
相模原市																						
富山市								1	1					1								
金沢市																						
長野市																						
岐阜市								1	2					2								
豊橋市								1	1					1								
岡崎市																						
豊田市																						
高槻市																						
東大阪市																						
姫路市								4	5					5	1	1						1
奈良市																						
和歌山市	1	2	1				3	1	2					2	1	1						1
岡山市																						
倉敷市	1	4					4	2	6					6								
福山市	1	5					5															
下関市																						
高松市								1	1					1								
松山市																						
高知市																						
長崎市																						
熊本市																						
大分市	1	2					2															
宮崎市																						
鹿児島市																						
合計	14	31	1	0	0	0	32	68	112	1	0	0	3	110	8	7	0	0	0	0	0	7

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 2 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	垂鉛回収施設																			
	焼結炉					溶鋳炉					溶解炉					乾燥炉				
	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)		
北海道																				
青森県	1					1	1					1								
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県																				
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県												1						1		
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県							1					1						1		
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市	1					1						2						2		
宇都宮市																				
川越市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市																				
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3		

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。  
 注2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 - 6 ( 3 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設																		
	小計						熔接炉						溶解炉						乾燥炉						
	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 (注1)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-e-f)
北海道						4							5	8					13						
青森県	2					2																			
岩手県																									
宮城県						1							2							2					
秋田県																									
山形県						2							8							8					
福島県	2					4	1					1	25						25	2					2
茨城県	1					6	2					2	29						29	2					2
栃木県						13							58	3				3	58	3					3
群馬県						6	1					1	11	1				1	11	1					1
埼玉県						10							41	3					44	4					4
千葉県						4							7	1					8						
東京都																									
神奈川県						3							10	2					12						
新潟県													43					2	41						
富山県						16							1						1						
石川県						1							16	1					17	2					2
福井県						4							5					2	3	1					1
山梨県						7							20						20	4					3
長野県						3							3						3						
岐阜県						15	4					4	59	1				60	5						5
静岡県						43	6					6	110	7			4	113	12	1					13
愛知県	2					8	2					2	32					32	2						2
三重県						5							16	3				1	18	2	1				3
滋賀県						2							4						4						
京都府						4							12						12	4					4
大阪府						4							8						8						
兵庫県							1					1													
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県						1							2						2	1					1
広島県						1							3						3						
山口県						2							3	1					4		1				1
徳島県																									
香川県						2		1				1	1						1						
愛媛県																									
高知県																									
福岡県	2					7							19	5					24	3					3
佐賀県						2							2						2						
長崎県						1							1						1						
熊本県						8							18	1					19	1					1
大分県																									
宮崎県						1							1						1						
鹿児島県						2							2						2						
沖縄県																									
札幌市																									
仙台市																									
さいたま市																									
千葉市																									
横浜市						1							3						3	1					1
川崎市																									
新潟市						4							22	1				2	21						
静岡市						2							6						6						
浜松市						3							19					1	18						
名古屋市						1							8						8	1					1
京都市						1							2						2						
大阪市						4							6						6	1					1
堺市																									
神戸市						1							1						1	1					1
広島市						5	1					1	4						4						1
北九州市																									
福岡市																									
函館市																									
旭川市																									
青森市																									
秋田市						1							1						1						
郡山市																									
いわき市	4					4	1						1						1						
宇都宮市																									
川越市						1							1						1						
船橋市						1							1						1						
横須賀市																									
相模原市						3							6						6	2					2
富山市																									
金沢市																									
長野市																									
岐阜市						2							5						5						
豊橋市						1							2						2						
岡崎市						7							31						31	4	1				5
高槻市																									
東大阪市																									
姫路市	1					1	2					2	14						14						
奈良市						1							1						1						
和歌山市	1					1																			
岡山市																									
倉敷市						3	1					1	8						8						
福山市																									
下関市						2							12						12						
高松市						1							1						1						
松山市						1							1						1						
高知市																									
長崎市																									
熊本市						1							2						2						
大分市																									
宮崎市																									
鹿児島市						1							2						2						
合計	15	0	0	0	0	15	244	20	2	0	0	22	737	38	0	0	0	16	759	59	4	0	0	1	62

表 - 6 ( 4 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉																	
	小計						4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満										
	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 (注1)	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	5	8				13	217	18						18	28								2	26
青森県							112	9	1					10	23									23
岩手県							144	5						5	26	1								27
宮城県	2					2	129	6						6	28									28
秋田県							64	1				2		3	16				2				1	13
山形県	8					8	121	7						7	11									11
福島県	28					28	106	5						5	32									32
茨城県	33					33	419	25						25	64	1								65
栃木県	61	3			3	61	129	10						10	27	2								29
群馬県	13	1			1	13	161	17						17	31									31
埼玉県	45	3				48	278	42						42	82									82
千葉県	7	1				8	331	51	2				1	52	79								1	78
東京都							236	122	1				3	120	46									45
神奈川県							115	29					3	29	29									29
新潟県	10	2				12	192	8						8	53									53
富山県	43				2	41	79	7						7	15									15
石川県	1					1	85							1	15								3	12
福井県	18	1				19	108	6						6	15									15
山梨県	6			2	4	76	3							3	22									22
長野県	24			1	23	189	7							7	30									30
岐阜県	3				3	231	2							2	36									36
静岡県	68	1			69	308	29							29	53									53
愛知県	128	8		4	132	244	50							50	51									51
三重県	36				36	168	17							17	38									38
滋賀県	18	4			21	131	5							5	28									28
京都府	4				4	73	6							6	13									13
大阪府	16				16	109	41		1					42	39									39
兵庫県	8	1			9	252	31	1						32	39									39
奈良県						152	5							5	24									24
和歌山県						89									12	2								14
鳥取県						84	5							5	8									8
島根県						85	5							5	7									7
岡山県	3				3	104	5						1	4	13	1								14
広島県	3				3	136	9							9	21									21
山口県	3	2			5	137	13							13	27									27
徳島県						149	3	1					1	3	23									23
香川県	1	1			2	118	6							6	8									8
愛媛県						178	8						2	6	21							1		20
高知県						120									14									14
福岡県	22	5			27	281	18	2						20	35							2		33
佐賀県	2				2	96	4							4	13									13
長崎県	1				1	111	8							8	14									14
熊本県	19	1			20	113	1							1	26									26
大分県						53	1							1	13									13
宮崎県	1				1	70	7							7	9								1	8
鹿児島県	2				2	138									27							2		25
沖縄県							5	3						8	23									23
札幌市						15	10	1						11	8									8
仙台市						23	10							10	7									7
さいたま市						31	13							13	1									1
千葉市						40	14							14	4									4
横浜市	4				4	66	25	2						27	5									5
川崎市						30	20							20	7							1		6
新潟市						54	9							9	10									10
静岡市	22	1			2	21	67	9	2					11	4									4
浜松市	6				6	46	8							8	11									11
名古屋市	19			1	18	42	16	1						17	1									1
京都市	9				9	51	18	2						20	1									1
大阪市	2				2	35	30	3					1	32	5									5
堺市	7				7	34	10							10	2									2
神戸市						27	18							18	3	1								4
広島市	2				2	50	9							9	7							1		6
北九州市	5				5	34	21			1			2	18	5					1				6
福岡市						17	9							9	4									4
函館市						6	3							3										
旭川市						10	2							2	2									2
青森市						36	6							6	6									6
秋田市	1				1	13	4							4	1									1
郡山市						16	5							5	2									2
いわき市	1				1	23	14	1						15	5									5
宇都宮市						19	7							7	6	1								7
川崎市	1				1	12	2	2						4	3									3
船橋市	1				1	14	8							8	2									2
横須賀市						8	5							5	3									3
相模原市						21	10							10	2									2
富山市	8				8	34	1	1						2	1									1
金沢市						25	5							5	2									2
長野市						22	3							3	1									1
岐阜市						19	5							5	6									6
豊橋市	5				5	12	3							3	2									2
岡崎市	2				2	23	5							5										
豊田市	35	1			36	17	7	1					3	5	4								2	2
高槻市						7	5							5	2									2
東大阪市						6	8							8	3									3
姫路市	16				16	34	8	5						13	11									11
奈良市	1				1	23	4							4										
和歌山市						48	6							6	3									3
岡山市						42	8							8	1									1
倉敷市	9				9	33	11							11	12									12
福山市						55	6							6	6									6
下関市	12				12	16	2							2	4									4
高松市	1				1	18	5							5	3									3
松山市	1				1	30	5							5	3									3
高知市						2																		

表 - 6 ( 5 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 ( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	廃棄物焼却炉																								
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満												
	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	18年 度未施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	117						1	116	85	3					1	87	23	1							24
青森県	32							32	54	1					1	54	10								10
岩手県	39	1					4	36	80	3					1	82	15							15	
宮城県	33	1					1	33	65	2					2	65	6						1	5	
秋田県	53							53	22						1	21	1							1	
山形県	30						1	29	68	4					4	68	10						2	8	
福島県	60							60	24							24	19				1			17	
茨城県	88						1	87	268	10					9	269	36						4	32	
栃木県	58	3						61	93						2	91	24	1					1	24	
群馬県	57						1	56	62	2					4	60	32	2					2	32	
埼玉県	100						2	98	49						3	46	97	5					8	94	
千葉県	91	5					7	89	183	3					11	175	43						1	42	
東京都	45							45	64	3					3	64	67	2					2	67	
神奈川県	43						7	36	44	1	1				5	41	22		1				1	22	
新潟県	65	2						67	84	1					6	79	33	1					1	33	
富山県	22							22	44						2	42	9						1	8	
石川県	30							30	50	1					3	48	12						3	9	
福井県	35	1					1	35	52	6					3	55	13						1	12	
山梨県	31						1	30	32							32	11							11	
長野県	83						1	82	76						1	75	19						3	16	
岐阜県	70						1	69	104	2					4	102	54						1	53	
静岡県	103	3					6	100	125	1					8	118	46			1			2	45	
愛知県	106	2					4	104	90						7	83	34	2					3	33	
三重県	64						1	63	93	3	1				4	93	25						2	23	
滋賀県	46						2	44	62						4	58	17						2	15	
京都府	32						3	29	40	2					3	39	8							8	
大阪府	52						4	48	29						2	27	11						2	9	
兵庫県	84	3						87	129	1					9	121	39							39	
奈良県	45							45	108	1						109	15							15	
和歌山県	39	2					1	40	46	4					7	43	20						11	9	
鳥取県	38							38	48	3					6	45	7							7	
島根県	41						1	40	33	1					2	32	3							3	
岡山県	45							45	53	7					6	54	11							11	
広島県	61						1	60	78	2					7	73	12							12	
山口県	62	1		1			2	60	53	1					1	54	29							26	
徳島県	52						1	51	94	1					4	91	15						3	12	
香川県	34						2	32	59	5					2	62	21						2	19	
愛媛県	54	1					1	54	90	1					5	86	34							32	
高知県	37							37	65	1					2	64	14							14	
福岡県	66						4	62	112	2					5	109	51						1	50	
佐賀県	52							52	49						2	47	9						1	8	
長崎県	70						3	67	38						1	37	8						1	7	
熊本県	47							47	46	1					3	44	13						1	12	
大分県	23						2	21	20						2	18	9							9	
宮崎県	24	1					1	24	38	1					3	36	4							4	
鹿児島県	46	3					3	46	71	5					1	75	14							14	
沖縄県	34							34	33	4						37	11						2	9	
札幌市	4							4	5							5	4						1	3	
仙台市	5							5	9							9	1						1		
さいたま市	7							7	3							3	11	1						12	
千葉市	8							8	18	1					1	18	9							9	
横浜市	16						4	12	17						2	15	29							29	
川崎市	18						1	17	1						1	6							1	5	
新潟市	16							16	24	2					1	25	12	1					1	12	
静岡市	14						1	13	34						2	32	19					1	1	17	
浜松市	20							20	23						1	22	6							6	
名古屋市	6						2	4	21							21	10	1					2	9	
京都市	13						1	12	18							18	17							17	
大阪市	13						1	12	6							6	8						1	7	
堺市	7							7	17						2	15	8							8	
神戸市	3							3	13							13	3							3	
広島市	34							34	15						1	14	1							1	
北九州市	19	1					1	19	12							12	1						1		
福岡市	5							5	8							8									
函館市	3							3	3							3									
旭川市	1							1	4							4									
青森市	3							3	14	1					1	14	3							3	
秋田市	7							7	3							3									
郡山市	2						1	1	8							8	6							6	
いわき市	6							6	6						1	5	2							2	
宇都宮市	6							6	5							5	2							2	
川越市	2							2	4							4	2							2	
船橋市	1	1						1	7						1	6	3							3	
横須賀市	1							1	2							2	1							1	
相模原市	14							14	4							4	5							5	
富山市	10							10	16							16	9							9	
金沢市	7							7	9							9	7							7	
長野市	11							11	9							9	3						1	2	
岐阜市	5							5	7		1	1				7	4							4	
豊橋市	5							5	5							5	1							1	
岡崎市	12						1	11	12						2	10	7							7	
豊田市	6						2	4	5							5	4							4	
高槻市	2							2	5							5									
東大阪市	2							2	2							2	2							2	
姫路市	8						2	6	17						1	16	7						1	6	
奈良市	4							4	12							12	6							6	
和歌山市	11	1						12	19							19	9						1	8	
岡山市	32							32	17						1	16	3							3	
倉敷市	22						3	19	6							6	2							2	
福山市	16						1	15	35	1						36	5							5	
下関市	5							5	9																

表 - 6 ( 6 ) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉											合計															
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)						小計																				
	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	事業場数 (注1)	18年度未施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	19年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)		
北海道	9						9	280	4						4	280	225	289	12						4	297	
青森県	10						10	138	2						1	139	114	141	2						1	142	
岩手県	9						8	174	5						6	173	144	174	5						6	173	
宮城県	5						5	143	3						4	142	131	147	3						4	146	
秋田県	3						3	96			2	2			2	94	64	96				2	2		2	94	
山形県	7	1					8	133	4	1					7	131	123	141	4	1					7	139	
福島県	7				1		8	147			1	1			1	146	111	177			1	1			1	176	
茨城県	14						13	495	11						15	491	430	536	11						15	532	
栃木県	9						9	221	6						3	224	144	284	9						6	287	
群馬県	11						8	210	4						10	204	168	224	5						11	218	
埼玉県	18						2	388	5						15	378	293	438	8						15	431	
千葉県	19						2	466	10						23	453	336	476	11						23	464	
東京都	27	2					3	371	8						12	367	238	374	8						12	370	
神奈川県	8						8	175	1	2					13	165	116	176	1	2					13	166	
新潟県	22						2	265	4						9	260	198	279	6						9	276	
富山県	4						1	101							4	97	96	145							6	139	
石川県								107	1						9	99	86	108	1						9	100	
福井県	8	1					6	129	8						8	129	112	147	9						8	148	
山梨県	6						6	105	6						1	104	78	111							3	108	
長野県	8						8	223							5	218	196	247							6	241	
岐阜県	12	1					13	278	3						6	275	234	281	3						6	278	
静岡県	25	1					26	381	5	1					16	371	323	449	6	1					16	440	
愛知県	14						3	345	4						17	332	293	489	13						21	481	
三重県	15						1	252	3	1					8	248	176	288	3	1					8	284	
滋賀県	12	1					2	170	1						10	161	136	188	5						11	182	
京都府								99	2						6	95	75	103	2						6	99	
大阪府	10						10	182		1					8	175	116	202		1					8	195	
兵庫県	15	1					16	337	6						9	334	258	347	7						9	345	
奈良県	3						3	200	1						3	201	152	200	1						1	201	
和歌山県	13						8	130	8						27	111	89	130	8						27	111	
鳥取県	3						1	109	3						7	105	84	109	3						7	105	
島根県	7	1					8	96	2						3	95	87	102	2						5	99	
岡山県	9						9	136	8						7	137	105	139	8						7	140	
広島県	18						2	199	2						10	191	138	204	2						10	196	
山口県	9						1	193	2		1	1			7	188	143	207	4			1	1		7	204	
徳島県	4						4	191	2						9	184	149	191	2						9	184	
香川県	8						1	136	5						7	134	120	137	6						7	136	
愛媛県	17	1					1	224	3						12	215	178	224	3						12	215	
高知県	4						4	134	1						2	133	120	134	1						2	133	
福岡県	19						19	301	4						12	293	289	325	9						12	322	
佐賀県	7						1	134							4	130	99	137							4	133	
長崎県	7						1	145							6	139	112	146							6	140	
熊本県	12						2	145	1						6	140	122	165	2						6	161	
大分県	3						3	69							4	65	53	69							4	65	
宮崎県								82	2						5	79	71	83	2						5	80	
鹿児島県	7						7	165	8						6	167	140	167	8						6	169	
沖縄県	4	2	1				7	110	9	1					2	118	1	111	9	1					2	119	
札幌市	3						2	34	1						2	33	16	35	1						2	34	
仙台市	1		1				2	33		1					1	33	25	36		1					1	36	
さいたま市	6						6	41	1						4	42	31	41	1						4	42	
千葉市	5					1	4	58	1						2	57	41	60	1						2	59	
横浜市	5						5	97	2						6	93	67	101	2						6	97	
川崎市	4						4	56	3						3	53	32	61							3	58	
新潟市	2						2	73	3						2	74	54	73	3						2	74	
静岡市	8						2	88	2						1	87	71	110	3				1		8	104	
浜松市	2						2	70							1	69	48	76							1	75	
名古屋市長	7					1	6	61	2						5	58	46	82	2						7	77	
京都市	2						2	69	2						1	70	52	78	2						1	79	
大阪市	2						2	62	3						3	62	42	74	3						3	74	
堺市	2						2	46							2	44	40	58							2	56	
神戸市	1						1	41	1						4	42	27	41	1						4	42	
広島市長	4						4	70							2	68	51	72							2	70	
北九州市	2	1					1	60	2		1	1			5	57	43	71	2			1	1		5	68	
福岡市長	1						1	27							2	27	17	27							2	27	
函館市長								9								9	6	9								9	9
旭川市長	3						3	12							1	12	10	12							1	12	
青森市長	4						4	36	1						1	36	36	36	1						1	36	
秋田市長	1						1	16							1	16	14	17							1	17	
郡山市								23							1	22	16	23							1	22	
いわき市長								33	1						1	33	25	38	1						1	38	
宇都宮市長	1						1	27	1						2	28	20	28	1						2	29	
川越市長								13	2						1	15	13	14	2						1	16	
船橋市長								20	1						1	20	16	22	1						1	22	
横須賀市長	5						5	17							1	17	8	17							1	17	
相模原市長	2						1	37							1	36	21	37							1	36	
富山市	2						2	39	1						4	40	38	48	1						4	49	
金沢市長	1						1	31							1	31	25	31							1	31	
長野市長								27							1	26	22	27							1	26	
岐阜市長	1						1	28		1	1				2	28	20	30							2	30	
豊橋市長								16							1	16	15	22							1	22	
岡崎市長	1						1	37							4	33	24	39							4	35	
豊田市長																											

表 - 7 ( 1 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	硫酸塩「 $\text{H}_2\text{SO}_4$ 」又は亜硫酸「 $\text{SO}_2$ 」の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カ「イ」法 $\text{H}_2\text{O}_2$ の製造の用に供する $\text{H}_2\text{O}_2$ 洗浄施設								
	事業場数注2)	18年度未施設数(a)	新設(b)注3)	既設(c)注4)	瀬法から法への移行(d1)注5)	法から瀬法への移行(d2)注5)	廃止(f)	19年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数注2)	18年度未施設数(a)	新設(b)注3)	既設(c)注4)	瀬法から法への移行(d1)注5)	法から瀬法への移行(d2)注5)	廃止(f)	19年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	6	19						19	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									2	7						7
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	2						1	1							
静岡県	4	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	2						2	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	4						4	2	1	1					2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1	1	1						1
沖縄県										1						1
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
新潟市	1	4						4	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市									2	2						2
堺市																
神戸市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
奈良市																
和歌山市									1	1						1
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	34	92	0	0	0	0	1	91	41	56	1	0	0	0	0	57

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注 2 ) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注 3 ) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、法第 12 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。

注 4 ) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、法第 13 条第 1 項または瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。

注 5 ) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注 6 ) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 2 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	硫酸加剤の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県								1	2							2
東京都																
神奈川県																
新潟県								1	13							13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県								1	2							2
岐阜県																
静岡県								1	2							2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県								1	2							2
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	5	21	0	0	0	0	0	0	21

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注 2 ) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注 3 ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注 4 ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注 5 ) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注 6 ) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 3 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガス処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニル <sup>2)</sup> の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	9						9
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1		2					2								
東京都																
神奈川県	1		2					2								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府									1	4						4
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市	1		2					2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	3	6	0	0	0	0	0	6	6	32	0	0	0	0	0	32

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注 2 ) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注 3 ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注 4 ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注 5 ) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注 6 ) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 4 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	か <sup>1</sup> の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 か <sup>2</sup> の分離施設、廃ガス洗浄施設							か <sup>3</sup> 又はか <sup>4</sup> の製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数注 2 )	1 8 年度 未施設数 ( a )	新設 ( b ) 注 3 )	既設 ( c ) 注 4 )	瀬法か ら法へ の移行 ( d 1 ) 注 5 )	法から 瀬法へ の移行 ( d 2 ) 注 5 )	廃止 ( f )	1 9 年度 未施設数 ( a + b + c - f )	事業場 数注 2 )	1 8 年度 未施設数 ( a )	新設 ( b ) 注 3 )	既設 ( c ) 注 4 )	瀬法か ら法へ の移行 ( d 1 ) 注 5 )	法から 瀬法へ の移行 ( d 2 ) 注 5 )	廃止 ( f )	1 9 年度 未施設数 ( a + b + c - f )
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1		3					3								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市										2						2
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1		2					2								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2		5	0	0	0	0	5	1	4	0	0	0	0	0	4

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注 2 ) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注 3 ) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注 4 ) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 3 条第 1 項または瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注 5 ) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注 6 ) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 - 7 ( 5 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	4-カ07外酸水素ナリ06の製造の用に供する ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジ'カ00-1,4-ナ7ナ力0の製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数注2)	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) 注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数注2)	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) 注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1		3				3		3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1		3				3									
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	6	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	3

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注 2 ) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注 3 ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注 4 ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注 5 ) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注 6 ) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 6 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	ジオキサソールイレットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジオキサソールイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設						アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設									
	事業場 数注 2 )	1 8 年度 未施設数 ( a )	新設 ( b ) 注 3 )	既設 ( c ) 注 4 )	瀬法か ら法へ の移行 ( d 1 ) 注 5 )	法から 瀬法へ の移行 ( d 2 ) 注 5 )	廃止 ( f )	1 9 年度 未施設数 ( a + b + c - f )	事業場 数注 2 )	1 8 年度 未施設数 ( a )	新設 ( b ) 注 3 )	既設 ( c ) 注 4 )	瀬法か ら法へ の移行 ( d 1 ) 注 5 )	法から 瀬法へ の移行 ( d 2 ) 注 5 )	廃止 ( f )	1 9 年度 未施設数 ( a + b + c - f )
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	5						5
群馬県																
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県																
新潟県									6	11						11
富山県																
石川県																
福井県									2	5						5
山梨県																
長野県																
岐阜県									1	1						1
静岡県									5	16	1					17
愛知県									2	3						3
三重県									1	2						2
滋賀県									4	5						5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7		1						1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									1	2						2
川崎市																
新潟市									1	5						5
静岡市																
浜松市									1	4	4					8
名古屋市									1	4						4
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	2					1	1
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	7	36	78	5	0	0	0	0	1	82

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注 2 ) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注 3 ) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。

注 4 ) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 3 条第 1 項または瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。

注 5 ) 「瀬法から法の移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注 6 ) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 7 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設									
	事業場 数注 2 )	1 8 年度 未施設数 ( a )	新設 ( b ) 注 3 )	既設 ( c ) 注 4 )	瀬法か ら法へ の移行 ( d 1 ) 注 5 )	法から 瀬法へ の移行 ( d 2 ) 注 5 )	廃止 ( f )	1 9 年度 未施設数 ( a + b + c - f )	事業場 数注 2 )	1 8 年度 未施設数 ( a )	新設 ( b ) 注 3 )	既設 ( c ) 注 4 )	瀬法か ら法へ の移行 ( d 1 ) 注 5 )	法から 瀬法へ の移行 ( d 2 ) 注 5 )	廃止 ( f )	1 9 年度 未施設数 ( a + b + c - f )
北海道																
青森県	1		2					2								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1		4					4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									3	49						49
千葉県																
東京都																
神奈川県	1		10					10								10
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	193	7				6	194
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1		1					1								
高知県																
福岡県	1		3					3								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市									1							1
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1		6					6								
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	5	16	0	0	0	0	16	6	253	7	0	0	0	6	254	

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注 2 ) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注 3 ) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注 4 ) 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 3 条第 1 項または瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注 5 ) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注 6 ) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 8 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	濁法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から濁法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	規模未変更 <sup>(e)</sup> <sup>注6)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-e-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	濁法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から濁法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	規模未変更 <sup>(e)</sup> <sup>注6)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-e-f)</sup>
北海道	20	42	6					1	47	8	12							12
青森県	16	31							31	1	8							8
岩手県	6	7							7	1	1							1
宮城県	1	6	1					1	6		7							7
秋田県	2	3							3	5								5
山形県	14	15						1	14	8	8							8
福島県	12	33							33	18	29							29
茨城県	43	74	1					1	74	13	15							15
栃木県	2	4							4	4	5							5
群馬県	5	9						1	8	9	10							10
埼玉県	70	147	1					2	146	20	45						3	42
千葉県	40	99	1					3	97	15	41	1					1	41
東京都	32	142	2					1	143	21	91							91
神奈川県	13	53	1					9	45	7	24							24
新潟県	19	23	1						24	16	19							19
富山県	7	26							26	2	5							5
石川県	4	5							5	7	8							8
福井県	12	29							29	5	8							8
山梨県	9	12							12	4	4							4
長野県	37	84	1					2	83		26							26
岐阜県	31	47						5	42									
静岡県	42	69	1					2	68	5	14	1					1	14
愛知県	34	62						1	61	17	25							25
三重県	20	34							34	5	6							6
滋賀県	5	13						1	12	3	4							4
京都府	6	8	1						9	7	11							11
大阪府	38	117						2	115	2	26							26
兵庫県	33	67	1					2	66	35	40							40
奈良県	25	27	1						28	6	6							6
和歌山県	7	9						2	7	12	16							16
鳥取県	6	14							14	10	18							18
島根県	22	25							25	3	5							5
岡山県	12	17							17	6	12							12
広島県	15	23	1					1	23	3	5							5
山口県	25	55							55		2							2
徳島県	19	38	2					1	39	6	7							7
香川県	12	17							17	6	12							12
愛媛県	9	12							12	2	2							2
高知県	9	12							12									
福岡県	31	49							49	8	20							20
佐賀県	8	12							12	6	6							6
長崎県	9	16						1	15	6	8							8
熊本県	2	4							4	2	3							3
大分県																		
宮崎県	1	1							1									
鹿児島県																		
沖縄県	19	21	1	1					23	8	8							8
札幌市	1	8	1						9	4	8							8
仙台市	6	9		2					11	3	3							3
さいたま市	4	6							6	3	6							6
千葉市	5	19							19	3	11							11
横浜市	5	19						2	17	9	21							21
川崎市	14	38						3	35	4	4							4
新潟市	8	12							12	1	4							4
静岡市	5	9						1	8	4	3	1						4
浜松市	4	12							12	4	1							1
名古屋市	3	20	1					1	20	1	5						1	4
京都市	8	14	2						16	5	1							6
大阪市	10	31	3					5	29	11	1						2	10
堺市	6	9						1	8	5	5							5
神戸市	7	16							16	2	8							8
広島市	19	39							39	1	9							9
北九州市	11	33						1	32	7	25						1	24
福岡市	4	17							17	1	5							5
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3							3	2	3							3
秋田市	4	8							8	1	2							2
郡山市	1	1							1	2	2							2
いわき市	7	17	2						19									
宇都宮市	6	15							15		6							6
川崎市	5	6	2						8	2	4							4
船橋市									2	2	2							2
横須賀市	3	13							13	1	5							5
相模原市	13	36	1					2	35	12								12
富山市	3	8							8	1	1							1
金沢市	2	4							4									
長野市	10	15						1	14	1	1							1
岐阜市	4	4							4									
豊橋市		2							2	3	4							4
岡崎市	6	8							8	1	1							1
豊田市	2	4							4	5	5	1						6
高槻市	2	12							12		3							3
東大阪市		12							12									
姫路市	10	22	3						25	1	13							13
奈良市	1	2							2	1	2							2
和歌山市	3	4							4	1	2	1						3
岡山市	10	11							11	3	5							5
倉敷市	12	34							34	3	5							5
福山市	7	14							14	1	2							2
下関市																		
高松市	3	3							3	1	2							2
松山市	2	4							4									
高知市	1	3						1	2	1	2							2
長崎市	5	8							8		2							2
熊本市		2							2	2	2							2
大分市	4	17							17		2							2
宮崎市		2							2	1	1							1
鹿児島市		3						3		3	5						1	4
合計	1053	2221	38	3	0	0	0	61	2201	403	852	7	0	0	0	0	10	849

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「濁法から法への移行」、「法から濁法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 9 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小 計															
	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	漏法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から漏法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	規模未変更 <sup>(e)</sup> <sup>注6)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-e-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	漏法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から漏法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>
北海道	28	54	6				1	59	1	3						3
青森県	17	39						39								
岩手県	7	8						8								
宮城県	1	6	1				1	6								
秋田県	7	10						10								
山形県	22	23					1	22	1	26						26
福島県	30	62						62								
茨城県	56	89	1				1	89								
栃木県	6	9						9								
群馬県	14	19					1	18								
埼玉県	90	192	1				5	188								
千葉県	55	140	2				4	138	1	2						2
東京都	53	233	2				1	234	1	3						3
神奈川県	20	77	1				9	69								
新潟県	35	42	1					43		1						1
富山県	9	31						31								
石川県	11	13						13								
福井県	17	37						37								
山梨県	13	16						16								
長野県	37	110	1				2	109								
岐阜県	31	47					5	42								
静岡県	47	83	2				3	82								
愛知県	51	87					1	86	1	2					1	1
三重県	25	40						40								
滋賀県	8	17					1	16								
京都府	13	19	1					20								
大阪府	40	143					2	141								
兵庫県	68	107	1				2	106								
奈良県	31	33	1					34								
和歌山県	19	25					2	23								
鳥取県	16	32						32								
島根県	25	30						30								
岡山県	18	29						29								
広島県	18	28	1				1	28	1	1						1
山口県	25	57						57								
徳島県	25	45	2				1	46								
香川県	18	29						29								
愛媛県	11	14						14								
高知県	9	12						12								
福岡県	39	69						69								
佐賀県	14	18						18								
長崎県	15	24					1	23								
熊本県	4	7						7								
大分県																
宮崎県	1	1						1								
鹿児島県																
沖縄県	27	29	1	1				31								
札幌市	5	16	1		2			17								
仙台市	9	12						14								
さいたま市	7	12						12								
千葉市	8	30						30	1	1						1
横浜市	8	40					2	38	1	1						1
川崎市	18	42					3	39	1	26						26
新潟市	9	16						16								
静岡市	9	12	1				1	12								
浜松市	4	13						13								
名古屋市	4	25	1				2	24	1	1						1
京都市	8	19	3					22								
大阪市	10	42	4				7	39	2	5						5
堺市	11	14					1	13								
神戸市	9	24						24								
広島市	20	48						48	1	1						1
北九州市	18	58					2	56	1	8	5					13
福岡市	5	22						22								
函館市																
旭川市																
青森市	5	6						6								
秋田市	5	10						10								
郡山市	3	3						3								
いわき市	7	17	2					19								
宇都宮市	6	21						21								
川崎市	7	10	2					12								
船橋市	2	2						2								
横須賀市	4	18						18		2					1	1
相模原市	13	48	1				2	47								
富山市	4	9						9	2	2						2
金沢市	2	4						4								
長野市	11	16					1	15								
岐阜市	4	4						4								
豊橋市	3	6						6								
岡崎市	7	9						9								
豊田市	7	9	1					10	1	40						40
高槻市	2	15						15								
東大阪市		12						12								
姫路市	11	35	3					38								
奈良市	2	4						4								
和歌山市	4	6	1					7								
岡山市	13	16						16								
倉敷市	15	39						39								
福山市	8	16						16								
下関市																
高松市	4	5						5								
松山市	2	4						4								
高知市	2	5					1	4								
長崎市	5	10						10	1	2						2
熊本市	2	4						4								
大分市	4	19						19								
宮崎市	1	3						3								
鹿児島市	3	8					4	4								
合 計	1456	3073	45	3	0	0	71	3050	18	127	5	0	0	0	2	130

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注 2 ) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注 3 ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注 4 ) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注 5 ) 「漏法から法への移行」、「法から漏法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注 6 ) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 1 0 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1

	707類の破壊の用に供する施設のうちの「汎」反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設							
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法から 法への移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法への移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	18年度 未施設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	廃止 (f)	19年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	2				1	1
秋田県														
山形県									1				1	
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	3	4						4	4	6				6
埼玉県	3	5						5	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都								21	21					21
神奈川県		1					1	12	12					12
新潟県														
富山県	1	2						2	3	3				3
石川県									1	1				1
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県		1						1	3	2	1			3
岐阜県	2	3						3	3	3				3
静岡県	1	1						1	2	2				2
愛知県	3	4						4	8	8				8
三重県								2	2	2				2
滋賀県	1	1						1	3	3				3
京都府								2	2	2				2
大阪府	1	1						1	14	14				14
兵庫県									9	9				9
奈良県									1	1				1
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									1	1				1
広島県	1	2						2						
山口県									1	2				2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県									2	2				2
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	2	2						2	1	1				1
札幌市									5	5				5
仙台市									2	2				2
さいたま市														
千葉市									2	4				4
横浜市									6	22				22
川崎市									2	4				4
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	2	4				4
浜松市	1	1						1	2	2				2
名古屋市									5	5				5
京都市									4	4				4
大阪市									8	8				8
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市									5	5				5
広島市									5	7				7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市									3	3				3
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市														
秋田市									2	2				2
郡山市									1	1				1
いわき市									1	1				1
宇都宮市														
川崎市														
船橋市														
横須賀市									2	2				2
相模原市														
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市									1	1				1
長野市									3	3				3
岐阜市									2	2				2
豊橋市									1	1				1
岡崎市									1	1				1
豊田市														
高槻市									1	4				4
東大阪市									2	2				2
姫路市	1	2						2	2	2				2
奈良市														
和歌山市									2	2				2
岡山市									1	1				1
倉敷市									1	1				1
福山市									1	1				1
下関市	1	1						1						
高松市									2	2				2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
長崎市									1		1			1
熊本市									2	2				2
大分市														
宮崎市									1	1				1
鹿児島市	1	2						2	1	1				1
合計	35	55	0	0	0	0	1	54	221	252	2	0	2	252

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
注 2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
注 3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
注 4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
注 5) 「瀬法から法の移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
注 6) 「規模未滿変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 ( 1 1 ) 水質基準対象施設の届出等の状況 ( 施設種別・総括 - 都道府県・政令市別 ) 注 1 )

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	18年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <sup>注3)</sup>	既設 <sup>(c)</sup> <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <sup>注5)</sup>	規模未満変更 <sup>(e)</sup>	廃止 <sup>(f)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a+b+c-e-f)</sup>
北海道								42	83	6						1	88
青森県								21	50								50
岩手県		1						9	11								11
宮城県			2					6	16	3						2	17
秋田県		1						7	11								11
山形県								23	50							2	48
福島県		1						34	75								75
茨城県								66	112	1						1	112
栃木県								12	19								19
群馬県								22	30							1	29
埼玉県								108	258	1						5	254
千葉県	3	5					1	67	157	2						5	154
東京都								75	257	2						1	258
神奈川県								35	103	1						10	94
新潟県	4	9	1				1	42	72	2						1	73
富山県								21	50								50
石川県								11	13								13
福井県								20	43								43
山梨県								14	17								17
長野県								41	115	2						2	115
岐阜県								38	56							6	50
静岡県		1						63	309	10						9	310
愛知県		1						1	70	113						2	111
三重県	1	2						2	31	62							62
滋賀県								16	26							1	25
京都府								16	22	1							23
大阪府								55	158							2	156
兵庫県								80	123	1						2	122
奈良県								32	34	1							35
和歌山県								19	25							2	23
鳥取県								21	40								40
島根県								27	32								32
岡山県								20	31								31
広島県	1	2						2	26	38	2					1	39
山口県	1	1						1	31	74							74
徳島県								26	47	2						1	48
香川県	1	1						1	23	37							37
愛媛県	2	4						4	17	35							35
高知県								9	12								12
福岡県	1	1						1	42	74							74
佐賀県								15	20								20
長崎県								18	27							1	26
熊本県								5	8								8
大分県																	
宮崎県								3	4								4
鹿児島県								2	2								2
沖縄県	1	1						1	31	34	1	1					36
札幌市								10	21	1							22
仙台市								11	14			2					16
さいたま市								7	12								12
千葉市	1	1						1	13	37							37
横浜市	2	2						2	19	70						2	69
川崎市	1	1						1	22	73						3	70
新潟市		1						1	14	26							26
静岡市								1	14	29	1					1	29
浜松市								9	21								21
名古屋市								12	38	5						2	41
京都市								13	27	3							30
大阪市								20	55	4						7	52
堺市								16	19							1	18
神戸市								14	29								29
広島市								27	57								57
北九州市		1						1	25	75	5					2	78
福岡市								8	25								25
函館市								1	1								1
旭川市								2	4								4
青森市								5	6								6
秋田市								9	14								14
郡山市	1	1						1	5	5							5
いわき市		1						1	10	27	2						29
宇都宮市	1	1						1	7	22							22
川崎市								7	10	2							12
船橋市								2	2								2
横須賀市								6	22							1	21
相模原市	1	3						3	14	51	1					2	50
富山市	1	2					1	1	10	16						1	15
金沢市								3	5								5
長野市								14	19							1	18
岐阜市								6	6								6
豊橋市								4	7								7
岡崎市	1	1						1	9	11							11
豊田市								9	50	1							51
高槻市								3	19								19
東大阪市								2	14								14
姫路市				1				1	16	42	4						46
奈良市								2	4								4
和歌山市	1	1						1	8	10	1						11
岡山市								14	17								17
倉敷市		1						1	17	45							45
福山市								9	17								17
下関市								2	3							1	2
高松市								6	7								7
松山市								2	4								4
高知市		1					1	1	4	9						2	7
長崎市	1	1						1	8	13	1						14
熊本市								4	6								6
大分市	2	3						3	7	23							23
宮崎市								2	4								4
鹿児島市								5	11							4	7
合 計	28	53	4	0	0	0	4	53	1900	4139	69	3	0	0	0	88	4123

注 1 ) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注 2 ) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注 3 ) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、法第 12 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。

注 4 ) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、法第 13 条第 1 項または瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。

注 5 ) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注 6 ) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 8 ( 1 ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設												廃棄物焼却炉				
	焙焼炉			焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
	19年度末 事業場数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 事業場数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	
北海道															1		
青森県																	
岩手県																	
宮城県																	
秋田県																	
山形県																	
福島県															2(1)		
茨城県																	
栃木県															1	2	2
群馬県	1	1							1				2				
埼玉県																	
千葉県																	
東京都																	
神奈川県															1(1)		
新潟県																	
富山県																	
石川県															1		
福井県															2(2)		
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府															1(1)		
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県																	
広島県																	
山口県																	
徳島県															1		
香川県																	
愛媛県	1	2	2							1	1	3	3	1			
高知県																	
福岡県																	
佐賀県																	
長崎県																	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市															1(1)		
横浜市															1		
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市															1(1)		
宇都宮市																	
川崎市																	
船橋市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
奈良市																	
和歌山市																	
岡山市																	
倉敷市															1	1	1
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	2	3	2	0	0	0	0	1	0	1	1	5	3	15(7)	3		3

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。



表 - 8 ( 2 ) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
( 施設種類別 - 都道府県・政令市別 )

	廃棄物焼却炉										合 計					
	2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		小計		19年度末		18年度末	
	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	18年度末 施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道					1	1					1	1				
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県			2(1)	2(1)							2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	
茨城県																
栃木県											2	2	1	2	2	
群馬県					1	1					1	1	1	3	1	
埼玉県																
千葉県																
東京都			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県					1	1					1	1	1	1	1	
福井県			2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)			5(5)	5(5)	2(2)	5(5)	5(5)	
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県			1	1		1					1	2	1	1	2	
香川県																
愛媛県			1	1							1	1	2	4	4	
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県			2	2							2	2		2	2	
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市			1	1							1	1	1	1	1	
横浜市			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
都市市																
いわき市	1(1)	1(1)									1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市											1	1	1	1	1	
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	5(2)	6(2)	1(1)	1(1)	0	0	22(10)	23(10)	17(7)	27(10)	26(10)	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって 汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合計			
	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計			19年度末 事業場数	18年度末 事業場数	19年度末 施設数	18年度末 施設数			
	19年度末 事業場数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	19年度末 事業場数	18年度末 施設数	19年度末 施設数	19年度末 事業場数	18年度末 施設数	19年度末 施設数					19年度末 事業場数	18年度末 施設数	
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県										1	1	1	1	1	1	1
山形県																
福島県	2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)	
茨城県																
栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2	2
埼玉県																
千葉県																
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3	3
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)	3(3)
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富士市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	9(4)	14(6)	14(6)	0	0	0	9(4)	14(6)	14(6)	2	2	2	11(4)	16(6)	16(6)	16(6)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 - 10 ( 1 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	焼結炉の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉						亜鉛回収施設									
	19年度未施設数 (a+c)	別表第一		19年度未施設数 (a+b+c)	別表第一		19年度未施設数 (a+c)	別表第一		19年度未施設数 (a+c)	別表第一		19年度未施設数 (a+c)	別表第一					
		附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)		法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>		附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)		附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)		附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)				
北海道	1		1	3	3														
青森県				1	1														
岩手県																			
宮城県				2	2														
秋田県																			
山形県																			
福島県								2	2										
茨城県	2	2		5	5			1	1										
栃木県				2	2														
群馬県				1	1														
埼玉県				5	5														
千葉県	3	3																	
東京都				3	3														
神奈川県				1	1														
新潟県				4	4														
富山県				1	1														
石川県																			
福井県																			
山梨県																			
長野県																			
岐阜県																			
静岡県																			
愛知県	3	3		12	11			1	1	1					1	1			
三重県																			
滋賀県																			
京都府				4	3			1											
大阪府				1	1														
兵庫県	1	1																	
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県				4	4														
岡山県																			
広島県	2	2																	
山口県				11	9			2											
徳島県																			
香川県																			
愛媛県																			
高知県																			
福岡県													1	1					
佐賀県				1	1														
長崎県																			
熊本県				1	1														
大分県																			
宮崎県																			
鹿児島県																			
沖縄県				1	1														
札幌市				1	1														
仙台市				3	3														
さいたま市																			
千葉市	2	1	1																
横浜市																			
川崎市	1	1		4	4														
新潟市																			
静岡市																			
浜松市																			
名古屋市				1	1														
京都市																			
大阪市				10	9	1													
堺市				5	5														
神戸市																			
広島市																			
北九州市	3	3		3	3														
福岡市																			
函館市																			
旭川市																			
青森市																			
秋田市																			
郡山市																			
いわき市								1	1			1	1			2	2		
宇都宮市				1		1													
川越市																			
船橋市				1		1													
横須賀市																			
相模原市																			
富山市				1		1													
金沢市																			
長野市				2	2														
岐阜市				1	1														
豊橋市																			
岡崎市																			
豊田市																			
高槻市																			
東大阪市																			
姫路市				5	5			1	1										
奈良市																			
和歌山市	3	3		2	2			1	1										
岡山市																			
倉敷市	4	4		6	6														
福山市	5	4	1																
下関市																			
高松市				1	1														
松山市																			
高知市																			
長崎市																			
熊本市																			
大分市	2	2																	
宮崎市																			
鹿児島市																			
合計	32	30	2	110	102	4	4	7	7	0	2	1	1	2	1	1	3	3	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 2 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・法 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設												
	乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計			
	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第(c)	19年度施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第(c)	
北海道										13	5	8					13	5	8
青森県				2		2													
岩手県																			
宮城県										2	2						2	2	
秋田県																			
山形県										8	4	4					8	4	4
福島県				2	2		1	1		25	23	2	2	2		28	26	2	
茨城県				1	1		2	1	1	29	29		2	2		33	32	1	
栃木県										58	50	8	3	2	1	61	52	9	
群馬県							1	1		11	7	4	1		13	8	5		
埼玉県										44	24	20	4	2	2	48	26	22	
千葉県										8	5	3			8	5	3		
東京都																			
神奈川県																			
新潟県										12	5	7				12	5	7	
富山県										41	40	1				41	40	1	
石川県										1	1					1	1		
福井県										17	10	7	2	1	1	19	11	8	
山梨県										3	3		1	1		4	4		
長野県										20	8	12	3	1	2	23	9	14	
岐阜県										3	2	1				3	2	1	
静岡県							4	3	1	60	49	11	5	4	1	69	56	13	
愛知県				2	2		6	4	2	113	78	35	13	7	6	132	89	43	
三重県							2	2		32	25	7	2	2		36	29	7	
滋賀県										18	10	8	3	2	1	21	12	9	
京都府										4	2	2				4	2	2	
大阪府										12	12		4	2	2	16	14	2	
兵庫県							1	1		8	8					9	9		
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県																			
岡山県										2	2		1	1		3	2	1	
広島県										3	3					3	3		
山口県										4	3	1	1		1	5	3	2	
徳島県																			
香川県							1	1		1	1					2	1	1	
愛媛県																			
高知県																			
福岡県	1	1		2	2					24	10	14	3	1	2	27	11	16	
佐賀県										2	2					2	2		
長崎県										1	1					1	1		
熊本県										19	10	9	1	1		20	11	9	
大分県																			
宮崎県										1	1					1	1		
鹿児島県										2	1	1				2	1	1	
沖縄県																			
札幌市																			
仙台市																			
さいたま市																			
千葉市																			
横浜市										3	2	1	1	1		4	3	1	
川崎市																			
新潟市																			
静岡市										21	19	2				21	19	2	
浜松市										6	6					6	6		
名古屋										18	16	2				18	16	2	
京都市										8	8		1	1		9	9		
大阪市										2	2					2	2		
堺市										6	6		1	1		7	7		
神戸市																			
広島市										1	1		1	1		2	2		
北九州市							1	1		4	3	1				5	3	2	
福岡市																			
函館市																			
旭川市																			
青森市																			
秋田市										1	1					1	1		
郡山市																			
いわき市				4	4					1		1				1		1	
宇都宮市																			
川崎市										1	1					1	1		
船橋市										1		1				1		1	
横須賀市																			
相模原市																			
富山市										6		6	2		2	8		8	
金沢市																			
長野市																			
岐阜市																			
豊橋市										5	4	1				5	4	1	
岡崎市										2	1	1				2	1	1	
豊田市										31	23	8	5	2	3	36	25	11	
高槻市																			
東大阪市																			
姫路市				1	1		2	2		14	14					16	16		
奈良市										1		1				1		1	
和歌山市				1	1														
岡山市																			
倉敷市							1	1		8	8					9	9		
福山市																			
下関市										12	12					12	12		
高松市										1	1					1	1		
松山市										1	1					1	1		
高知市																			
高崎市																			
熊本市																			
大分市										2	2					2	2		
宮崎市																			
鹿児島市										2	2					2	2		
合計	1	1	0	15	13	2	22	16	6	759	569	190	62	36	26	843	621	222	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 ( 3 ) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法・都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																		
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満						
	19年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	19年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	19年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	19年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	19年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>				
北海道	18	10		26	20	2	4	116	90	5	21	87	38	1	48	24	16	1	7
青森県	10	6		23	9	6	8	32	23	4	5	54	19	7	28	10	6		4
岩手県	5	2	3	27	13	9	5	36	13	15	8	82	27	21	34	15	7	2	6
宮城県	6	3		28	26	2	33	28	28	5	5	65	26		39	5	3		2
秋田県	3	1		13	11		2	53	41	3	9	21	12		9	1	1		
山形県	7	5	1	11	5	1	5	29	17	3	9	68	22	1	45	8	5		3
福島県	5	3		32	30		2	60	46	4	10	24	18		6	17	10		7
茨城県	25	12	2	65	36	6	23	87	74	4	9	269	62	21	186	32	16	1	15
栃木県	10	10		29	23	2	4	61	57		4	91	56		35	24	10		14
群馬県	17	17		31	29		2	56	43	4	9	60	29		31	32	10		22
埼玉県	42	24	4	82	80		2	98	89	2	7	46	32	4	10	94	28	3	63
千葉県	52	35	1	16	78	62	3	13	89	61	6	22	175	68	107	42	26		16
東京都	120	30	64	26	45	25	4	16	45	19	23	3	64	39	3	22	67	36	2
神奈川県	29	25	1	3	29	27	1	1	36	26	6	4	41	29	12	22	14		29
新潟県	8	6		2	53	46	2	5	67	49	8	10	79	34	45	33	25		8
富山県	7	1		6	15	12		3	22	16	1	5	42	27	15	8	8		
石川県				12	10		2	30	25		5	48	22	1	25	9	7		2
福井県	6	6		15	15			35	25	4	6	55	28		27	12	12		
山梨県	3	3		22	16		6	30	25	1	4	32	14		18	11	9		2
長野県	7	7		30	29	1		82	71	4	7	75	46		29	16	10		6
岐阜県	2	2		36	18	4	14	69	53	12	4	102	93	6	3	53	48		5
静岡県	29	12	12	5	53	35	11	7	100	67	21	12	118	79	9	30	45	25	3
愛知県	50	37	4	9	51	41	3	7	104	83	8	13	83	62	21	33	21		12
三重県	17	10	2	5	38	24	6	8	63	37	21	5	93	61	3	29	23	18	5
滋賀県	5	3		2	28	23	2	3	44	32	1	11	58	40	18	15	12		3
京都府	6	2		4	13	9	4	29	23	3	3	39	17		22	8	7		1
大阪府	42	31	1	10	39	29	2	8	48	37	4	7	27	15	12	9	9		
兵庫県	32	23	1	8	39	36	1	2	87	74	6	7	121	90	31	39	28		11
奈良県	5	4		1	24	17		7	45	40	5	5	109	47	62	15	8		7
和歌山県				14	10	2	2	40	31	2	7	43	19		24	9	8		1
鳥取県	5	5		8	3	3	2	38	32	2	4	45	24		21	7	6		1
島根県	5	3		7	3	1	3	40	25	9	6	32	10	7	15	3	2		1
岡山県	4	4		14	13		1	45	39	4	2	54	27		27	11	11		
広島県	9	4		5	21	19		2	60	49	5	6	73	47	1	25	12	10	2
山口県	13	11		2	27	19	1	7	60	45	4	11	54	41	13	26	25		1
徳島県	3	1		2	23	20		3	51	39	6	6	91	53	38	12	10		2
香川県	6	3		3	8	6		2	32	29	3	62	26		36	19	14		5
愛媛県	6	6		20	10	5	5	54	43	8	3	86	43		43	32	23		9
高知県				14	8	2	4	37	28	5	4	64	36		28	14	11		3
福岡県	20	15		5	33	28		5	62	48	7	7	109	74	35	50	48		2
佐賀県	4			4	13	11		2	52	42	3	7	47	29	18	8	5		3
長崎県	8	2	3	3	14	10		4	67	47	6	14	37	19	18	7	5	1	1
熊本県	1	1			26	22		4	47	40		7	44	9	6	29	12	5	4
大分県	1	1		13	11		2	21	20	1	1	18	11		7	9	7		2
宮崎県	7	4	2	1	8	8		8	24	20	1	3	36	10	26	4	2		2
鹿児島県				25	17	2	6	46	33	1	12	75	36		39	14	9		5
沖縄県	8	2		6	23	19	4	34	12	3	19	37	9		28	9			9
札幌市	11	6	3	2	8	5	1	2	4	3	1	5	2		3	3	2		1
仙台市	10	6		4	7	5		2	5	3	2	9	6		3				
さいたま市	13	13		1		1		7	6	1		3	2		1	12	3		9
千葉市	14	8	2	4	4	4		8	6	2	2	18	9		9	9	6		3
横浜市	27	19	4	4	5	4	1	12	10	1	1	15	15			29	26		3
川崎市	20	15		5	6	3	3	17	10	7	1	1			5	1			4
新潟市	9	8		1	10	5	2	3	16	14	1	1	25	13	12	12	9		3
静岡市	11		9	2	4		4	13	1	11	1	32	20	5	7	17	8	7	2
浜松市	8	4		4	11	10		1	20	18	2	22	19	3	6	6			
名古屋市	17	12	2	3	1	1		4	2		2	21	8	8	5	9	4	3	2
京都市	20	14	3	3	1	1		12	9	2	1	18	16	2	17	16			1
大阪市	32	22	3	7	5	4	1	12	10	1	1	6	3		3	7	6		1
堺市	10	9		1	2		2	7	6		1	15	7		8	8	7		1
神戸市	18	18		4	3	3		1	3	3		13	9		4	3	3		
広島市	9	6		3	6	4	2	34	24	2	8	14	10	4	1	1			
北九州市	18	12		6	6	6		19	13	6	8	12	9		3				
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		8	5		3				
函館市	3	1		2				3	3		3	2			1				
旭川市	2	2		2	1		1	1			1	4	2		2				
青森市	6	4	2		6	4	2	3	2		1	14	3		11	3			3
秋田市	4	1		3	1	1		7	7			3	2		1				
郡山市	5	5			2	1	1	1	1	1		8	6		2	6	4		2
いわき市	15	8	4	3	5	2	2	1	6	4	1	1	5	5		2			2
宇都宮市	7	2	5		7	5		2	6	3	1	2	5		5	2	2		2
川越市	4	2		2	3	2	1	2	1		1	4	1		3	2	1		1
船橋市	8		8		2			1			1	6	3		3	3	2		1
横須賀市	5	4		1	3	3		1	1			2			2				
相模原市	10	7		3	2	2		14	14		4	4			5	2	3		3
富山市	2		1	1	1		1	10		8	2	16		6	10	9		4	5
金沢市	5	5		2	2			7	5	2	9	7	7		2	7	5		2
長野市	3	3		1		1	1	11	11			9	5		4	2	2		
岐阜市	5	5		6	5	1		5	5		7	5	2		2	4	4		
豊橋市	3	1	2		2			5	3	1	1	5	2						

表 - 10 (4) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉									合計		
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小計								
	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2)	別表第一 法施行後設置 (c) (注3)	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2)	別表第一 法施行後設置 (c) (注3)	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2)	別表第一 法施行後設置 (c) (注3)
北海道	9	5		4	280	179	9	92	297	188	9	100
青森県	10	4	3	3	139	67	20	52	142	68	20	54
岩手県	8	2		6	173	64	50	59	173	64	50	59
宮城県	5	4		1	142	90		52	146	94		52
秋田県	3	3			94	69	3	22	94	69	3	22
山形県	8	6		2	131	60	6	65	139	64	6	69
福島県	8	8			146	115	4	27	176	143	4	29
茨城県	13	6	2	5	491	206	36	249	532	246	36	250
栃木県	9	6		3	224	162	2	60	287	216	2	69
群馬県	8	1		7	204	129	4	71	218	138	4	76
埼玉県	16	6		10	378	259	13	106	431	290	13	128
千葉県	17	7		10	453	259	10	184	464	267	10	187
東京都	26	14	1	11	367	163	97	107	370	166	97	107
神奈川県	8	7		1	165	128	8	29	166	129	8	29
新潟県	20	14		6	260	174	10	76	276	183	10	83
富山県	3	1		2	97	65	1	31	139	106	1	32
石川県					99	64	1	34	100	65	1	34
福井県	6	4		2	129	90	4	35	148	101	4	43
山梨県	6	5		1	104	72	1	31	108	76	1	31
長野県	8	7		1	218	170	5	43	241	179	5	57
岐阜県	13	12		1	275	226	22	27	278	228	22	28
静岡県	26	13		13	371	231	56	84	440	287	56	97
愛知県	11	6		5	332	250	15	67	481	355	15	111
三重県	14	9		5	248	159	32	57	284	188	32	64
滋賀県	11	10		1	161	120	3	38	182	132	3	47
京都府					95	58	7	30	99	60	7	32
大阪府	10	5		5	175	126	7	42	195	143	7	45
兵庫県	16	13		3	334	264	8	62	345	275	8	62
奈良県	3	2		1	201	118		83	201	118		83
和歌山県	5	3		2	111	71	4	36	111	71	4	36
鳥取県	2	1		1	105	71	5	29	105	71	5	29
島根県	8	3	3	2	95	46	20	29	99	50	20	29
岡山県	9	9			137	103	4	30	140	105	4	31
広島県	16	11		5	191	140	6	45	196	145	6	45
山口県	8	6		2	188	147	5	36	204	159	5	40
徳島県	4	4			184	127	6	51	184	127	6	51
香川県	7	5		2	134	83		51	136	84		52
愛媛県	17	8		9	215	133	13	69	215	133	13	69
高知県	4	3		1	133	86	7	40	133	86	7	40
福岡県	19	17		2	293	230	7	56	322	243	7	72
佐賀県	6	3		3	130	90	3	37	133	93	3	37
長崎県	6	3	1	2	139	86	11	42	140	87	11	42
熊本県	10	4	4	2	140	81	14	45	161	93	14	54
大分県	3	3			65	53		12	65	53		12
宮崎県					79	44	3	32	80	45	3	32
鹿児島県	7	6		1	167	101	3	63	169	102	3	64
沖縄県	7	2		5	118	44	3	71	119	45	3	71
札幌市	2	2			33	20	5	8	34	21	5	8
仙台市	2	1		1	33	21		12	36	24		12
さいたま市	6	3		3	42	27	2	13	42	27	2	13
千葉市	4	1		3	57	34	2	21	59	35	2	22
横浜市	5	5			93	79	6	8	97	82	6	9
川崎市	4	3		1	53	33	3	17	58	38	3	17
新潟市	2	2			74	51	3	20	74	51	3	20
静岡市	6	6			83	35	36	12	104	54	36	14
浜松市	2	1		1	69	58		11	75	64		11
名古屋市	6		3	3	58	27	16	15	77	44	16	17
京都市	2	2			70	58	5	7	79	67	5	7
大阪市					62	45	4	13	74	56	4	13
堺市	2	2			44	31		13	56	43		13
神戸市	1	1			42	37		5	42	37		5
広島市	4	3		1	68	48	2	18	70	50	2	18
北九州市	2	1		1	57	41		16	68	50		18
福岡市	1			1	27	19		8	27	19		8
函館市					9	6		3	9	6		3
旭川市	3			3	12	5		7	12	5		7
青森市	4	1		3	36	14	4	18	36	14	4	18
秋田市	1	1			16	12		4	17	13		4
郡山市					22	17		5	22	17		5
いわき市					33	19	7	7	38	23	7	8
宇都宮市	1			1	28	12	6	10	29	12	6	10
川越市					15	7	1	7	16	8	1	7
船橋市					20	5	10	5	22	5	10	6
横須賀市	5			5	17	8		9	17	8		9
相模原市	1			1	36	29		7	36	29		7
富士市	2		1	1	40		21	19	49		22	27
金沢市	1	1			31	25		6	31	25		6
長野市					26	21		5	26	21		5
岐阜市	1	1			28	25	1	2	30	27	1	2
豊橋市					16	9	3	4	22	14	3	5
岡崎市					33	29	1	3	35	30	1	4
豊田市					20	12	1	7	28	15	1	9
高槻市					14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市					17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	1	1			53	34		19	75	56		19
奈良市	2	1		1	28	22		6	29	22		7
和歌山市	7	7			55	55			61	61		
岡山市	2			2	62	46	6	10	62	46	6	10
倉敷市	3			3	53	41	1	11	72	60	1	11
福山市					68	54		14	73	58		15
下関市	2	2			21	16		5	23	18		5
高松市					25	16		9	27	18		9
松山市	1			1	37	24	1	12	38	25	1	12
高知市					29	11	3	15	29	11	3	15
長崎市					25	20	1	4	25	20	1	4
熊本市	1	1			22	20	2	2	22	20	2	2
大分市	3	3			43	24	3	16	47	28	3	16
宮崎市					19	10		9	19	10		9
鹿児島市	1			1	36	18	2	16	38	20	2	16
合計	526	323	18	185	11120	7214	717	3189	12120	7980	721	3419

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (5) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設									乾燥炉			小計					
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
19年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 (c)	19年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 (c)	19年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 (c)	19年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 (c)	19年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 (c)	19年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 (c)	
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県	1		1						1		1				2		2	
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県	2	2									1	1			3	3		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	5	3	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(6) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																			
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満							
	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup> 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一(c) <sup>注3)</sup> 法施行後設置	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup> 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一(c) <sup>注3)</sup> 法施行後設置	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup> 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一(c) <sup>注3)</sup> 法施行後設置	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup> 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一(c) <sup>注3)</sup> 法施行後設置	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup> 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一(c) <sup>注3)</sup> 法施行後設置					
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県							2	2												
茨城県																				
栃木県																				
群馬県	2		2																	
埼玉県																				
千葉県																				
東京都							1			1										
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県										1	1									
福井県							2	2		2			2	1						
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府							1	1												
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県							1	1												
香川県																				
愛媛県							1			1										
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県							2	2												
札幌市																				
さいたま市																				
千葉市							1			1										
横浜市							1			1										
川崎市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市				1	1															
宇都宮市																				
川崎市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市	1	1																		
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	3	1	2	0	1	1	0	0	12	8	1	3	5	3	0	2	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 - 10 (7) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉									合計		
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小計			合計			合計		
	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2)	別表第一 法施行後設置 (c) (注3)	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2)	別表第一 法施行後設置 (c) (注3)	19年度施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) (注1)	別表第一 法施行前設置 (b) (注2)	別表第一 法施行後設置 (c) (注3)
北海道					1	1			1	1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2	2			2	2		
茨城県												
栃木県					2		2		2		2	
群馬県					1	1			3	1		2
埼玉県												
千葉県												
東京都					1			1	1			1
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県					1	1			1	1		
福井県					5	2		3	5	2		3
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府					1	1			1	1		
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県					1	1			1	1		
香川県												
愛媛県					1			1	4	3		1
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					2	2			2	2		
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市					1		1		1		1	
横浜市					1			1	1			1
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1	1			1	1		
宇都宮市												
川崎市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市					1	1			1	1		
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	22	13	3	6	27	16	3	8

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	2	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 <sup>注1)</sup>	267	46
法第18条に基づく届出件数 <sup>注2)</sup>	879	238
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 <sup>注3)</sup>	-	8
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 <sup>注4)</sup>	-	36

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 - 13 適用除外等の状況  
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要件件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要件件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県	2			
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
川崎市				
船橋市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
奈良市				
和歌山市				
岡山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	2	0	0	0

表 - 14 その他の届出等の状況  
(法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	8条変更 その他 <sup>注3)</sup>	9条変更 <sup>注2)</sup>
北海道	4	15			4	-
青森県	1	15				-
岩手県	2	8				-
宮城県	5	10	1	1		-
秋田県	6	3				-
山形県	4	10	2	2		-
福島県	10	13	2	6		-
茨城県	17	48	6	19		-
栃木県						-
群馬県	2	34		4		-
埼玉県	9	22		6		-
千葉県	18	43	2	10		-
東京都	6	40				-
神奈川県	17			4		-
新潟県	12	10	3	2		-
富山県	3	17		3		-
石川県	1	7				-
福井県	6	15		3		-
山梨県	4	15		4		-
長野県	4	4		8		-
岐阜県	1	7				-
静岡県	11	26	3	1		-
愛知県	27	54	3	2		-
三重県	3	9		1		-
滋賀県	2	13				-
京都府	2	4	2	1		-
大阪府	5	9		3		2
兵庫県	4	28	1	18		5
奈良県	1	2				
和歌山県	1	11				
鳥取県	3	5		1		-
島根県	6		6			-
岡山県	5	4				-
広島県	10	12		1		2
山口県	2	9			1	
徳島県		12				
香川県	5	14		3	1	4
愛媛県	2	16				
高知県	1	7				-
福岡県		4				-
佐賀県	6	4				-
長崎県	2	3				-
熊本県	2	20		1		-
大分県						-
宮崎県		5				-
鹿児島県	1	4				-
沖縄県		6				-
札幌市		12	1	5		-
仙台市		1				-
さいたま市	1	5				-
千葉市	3	9	3	4		-
横浜市	5	9		1		-
川崎市	3	14	2	10		-
新潟市	6	12	2	4		-
静岡市	5					-
浜松市			1	2		-
名古屋	3	6	1	5		-
京都市	1	8		8		-
大阪市		41		32		5
堺市		2				
神戸市		2				
広島市	1	7		18		
北九州市	5	9			3	2
福岡市						-
函館市		2				-
旭川市						-
青森市		3				-
秋田市			1			-
郡山市		2		2		-
いわき市	1	9		14		-
宇都宮市						-
川崎市	1	2				-
船橋市						-
横須賀市		8	1	13		-
相模原市	1	3	1	3		-
富山市		3				-
金沢市						-
長野市	1	3		2		-
岐阜市						-
豊橋市						-
岡崎市		2				-
豊田市		2		1		-
高槻市						-
東大阪市						-
姫路市	3	8				-
奈良市						-
和歌山市	2	4				1
岡山市	1	17		1		2
倉敷市	5	17		1		12
福山市		3				
下関市	1	5				
高松市		4	2	2		
松山市	1	2			3	
高知市		1		2		
長崎市						-
熊本市						-
大分市		4				1
宮崎市						-
鹿児島市	1	4				-
合計	267	879	46	238	8	36

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。  
 注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。  
 注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。